

身体拘束最小化推進体制加算に関するお知らせ

1. 当院の基本方針

当院は、患者さんの尊厳と権利を最優先し、原則として身体拘束を行わない方針です。
ただし、患者さんの安全確保のためにやむを得ない場合に限り、法令・ガイドラインに基づき、最小限の範囲・期間で実施します。

2. 身体拘束最小化のための主な取組み

- ・ 家族への説明と同意：拘束が必要な場合、事前説明を行い、同意を得た上で最小化を徹底
- ・ 多職種カンファレンスの実施：医師、看護師、看護補助者、理学療法士等にて拘束の必要性和代替手段を検討
- ・ 記録と評価の徹底：実施内容、実施時間、解除判断を明確に記録し、定期的に評価
- ・ 職員研修の定期開催：身体拘束ゼロを目指す倫理・法令・ケア技術研修を年2回実施

3. 身体拘束の実施状況

当院では、身体拘束の実施状況を定期的に集計し、最小化に取り組んでいます。
○身体的拘束実施率（※実施率＝「身体拘束延べ日数÷入院延べ患者数」×100：直近3ヵ月）

年度	2 階病棟	対象期間
2026 年度	0.2%	令和 8 年 5 月～7 月

2026 年 8 月
糸田町立緑ヶ丘病院 身体拘束最小化委員会
委員長 稲田 啓介